

学校安全の推進に関する計画(平成24年4月27日閣議決定)【概要】

1. 背景

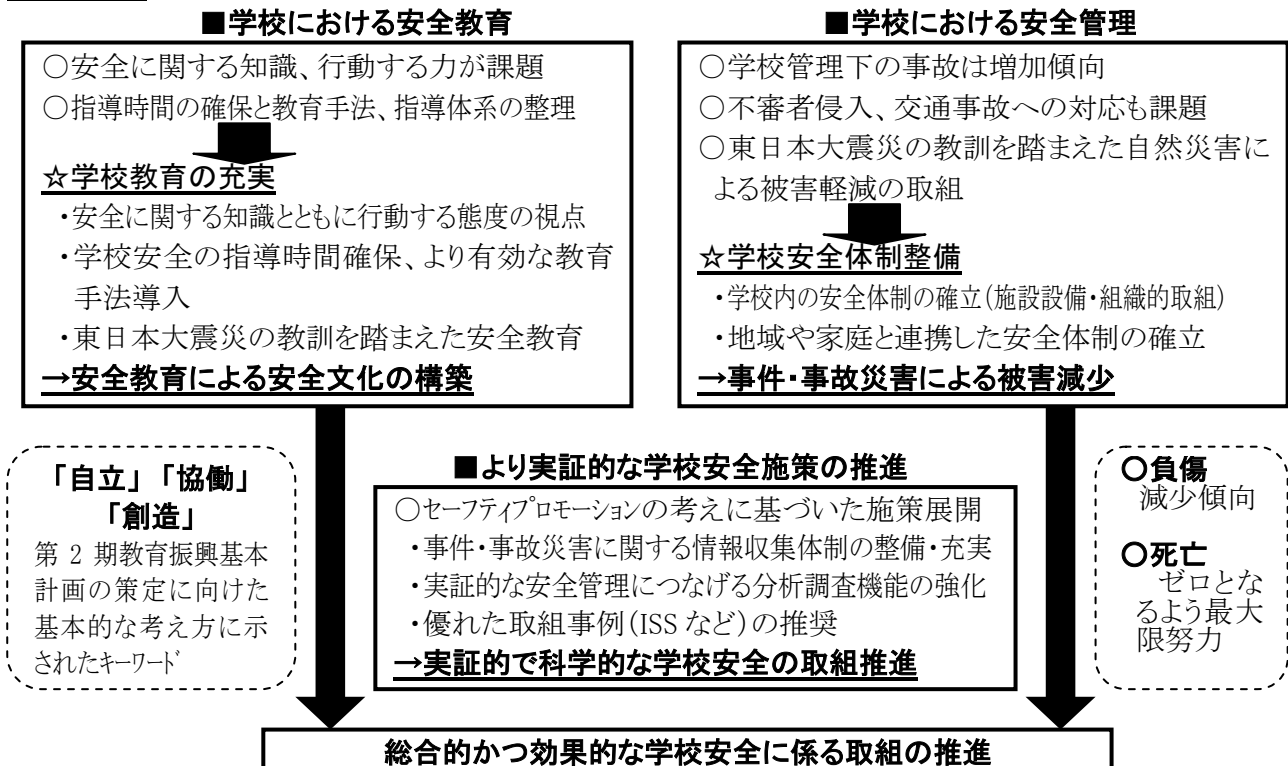
学校保健安全法の制定(旧学校保健法の改正、平成21年4月施行)

→「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする」(第3条第2項)

2. 期間

平成24年度から28年度までの5年間

3. 概念図



4. 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策

- 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- 教育手法の改善
- 安全教育に係る時間の確保
- 避難訓練の在り方
- 児童生徒等の状況に応じた安全教育
- 情報社会への対応
- 原子力災害への対応

2. 学校の施設及び設備の整備充実

- 学校施設の安全性の確保のための整備
- 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

- 学校安全計画の策定と内容の充実
- 学校における人的体制の整備
- 学校における安全点検
- 学校安全に関する教職員の研修等の推進
- 危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

- 地域社会との連携推進
- 家庭との連携強化

- ・国内外の取組も含め、学校安全に係る情報収集・提供を強化
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター等と連携して学校安全に係る調査・分析を強化